

国際結婚を考える会

会則

第1章 総則

第1条 名称

この会は「国際結婚を考える会」とする。

英文では、Japan Association of Intercultural Families (JAIF)と表示する。

第2条 所在地

1. この会は所在地を東京都板橋区に置く。
2. この会は、総会の決議によって、主たる所在地を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び活動

第3条 目的

海外と日本に住む会員が相互に助け合い、共通の問題にとともに取り組む事により、人々が国籍や文化習慣などの違いに関わらず平和に幸せに暮らせる社会、世界を実現することを目指す。

第4条 活動

1. この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
 - (1) 国際情勢や会に関連した案件に関する講習会及び勉強会などの活動。
 - (2) 親睦会、海外会員との交流会など会員相互の親睦を深め、各地区の情報を共有する活動。
 - (3) 国籍法請願運動。
 - (4) 広報、情報発信活動。
 - (5) 目的達成のため外部の団体などとの協力。
 - (6) その他この会の目的を達成するために必要な活動。
2. 前項の活動は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

第5条 会員の構成

この会の会員は正会員、名誉会員、協力者、協力団体で構成される。

- (1) 正会員は、会費を納め議決権をもち、この会の目的に賛同し活動する個人
- (2) 名誉会員は、会費納入の義務はなく議決権を持たず、この会の目的、活動範囲において特別の功績がある学識経験者で、全体世話人会が適当と認めた個人
- (3) 協力者は、会費納入の義務はなく議決権を持たず、この会の目的に賛同し活動の援助をする個人
- (4) 協力団体は、会費納入の義務はなく議決権を持たず、この会の目的に賛同し活動の援助をする団体

第6条 入会

会員として入会しようとする者は、ホームページの入会申込フォームにより申し込み、年会費の納入が確認された時点で会員となる。

第7条 会費

正会員は、全体世話人会において別に定め、総会で承認された会費を納入しなければならない。

第8条 退会

会員は、ホームページにて退会希望を届けることにより、いつでも退会することができる。

第9条 除名

1. 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、当該会員を除名することができる。
 - (1) この会則に違反したとき
 - (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があると全体世話人会が認めたとき
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第10条 会員資格の喪失

前9条のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1)会費を継続して半年以上滞納したとき
- (2)本人が死亡したとき
- (3)会が解散したとき
- (4)退会したとき
- (5)除名されたとき

第4章 総会

第11条 構成

総会は、正会員をもって構成する。

第12条 権能

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 代表世話人、世話人、会計監査人の選任及び解任
- (2) 会計報告、活動報告の承認
- (3) 予算案、活動計画案の承認
- (4) 会則の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 所在地の変更
- (7) その他運営に関する重要事項。

第13条 開催

この会の総会は、定時総会、及び臨時総会とし、定時総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

第14条 開催地及び開催方法

総会は、全体世話人会が決定する場所、又はオンラインにて開催する。

第15条 招集

1. 総会は、全体世話人会が招集する。
2. 正会員数の10分の1以上から、全体世話人会に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示された場合も、総会を招集する。

第16条 総会の定足数

総会は、正会員数の過半数の出席がなければ開催することができない。オンラインで提出された議決権行使書と委任状の数を出席に加える。

第 17 条 議長

総会の議長は代表世話人がこれに当たる。

第 18 条 議決権

総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 票とする。

第 19 条 決議

1. 総会の決議は、会則に別段の定めがある場合を除き、オンラインで議決権行使書を提出した正会員の過半数をもって行う。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、出席した正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 解散及び残余財産の処分
 - (3) 会員の除名
 - (4) その他、この会則で定める事項

第 20 条 代理

総会に出席できない正会員は、議決権の行使を議長もしくは、他の正会員に委任することができる。

第 21 条 決議の省略

世話人または正会員が、総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、3 分の 2 の正会員が書面（電磁的記録）により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

第 22 条 議事録

総会の議事については、開催の日時及び場所、総数と出席数、議事の経過の概要及びその決議を記録した議事録を作成する。議長及び出席した世話人がこれに署名押印または電子署名をし、総会の日から 10 年間代表世話人が保管する。

第5章 世話人、代表世話人及び会計監査人等

第23条 世話人、代表世話人及び会計監査人の設置

1. この会に、世話人の代表として次の代表世話人を置く。代表世話人は全体世話人会を代表し。常務を総理する。
 - (1) 東日本代表世話人1名
 - (2) 西日本代表世話人1名
 - (3) 海外代表世話人1名
 - (4) 全体会計1名
 - (5) 請願活動担当1名
 - (6) 会報誌担当1名
 - (7) ホームページ担当1名
 - (8) 活動企画担当1名
 - (9) アドバイザー2名

2. この会に、世話人を置く。世話人は、各職務を遂行する。
 - (1) 東日本の会担当
 - (2) 西日本の会担当
 - (3) 請願活動担当
 - (4) 会報誌担当
 - (5) ホームページ担当
 - (6) 活動企画担当その他、全体世話人会が必要と認めた世話人を置く。

3. この会に、会計監査人1名を置く。

第24条 世話人、代表世話人及び会計監査人の選任

1. 世話人は、全体世話人会が必要と認めた場合選任し、総会の承認を得る
2. 会計を含む代表世話人及び会計監査人は、全体世話人会が推挙し、総会の承認を得なければならない。
3. 会計監査人は、この会の代表世話人を兼ねることができない。

第25条 世話人、代表世話人の職務及び権限

1. 代表世話人は、この会則の定めるところにより、会の運営に関する全ての事柄について方針を決定する。

2. 代表世話人を含む、世話人は、全体世話人会を構成し、この会則の定めるところにより職務を遂行し、運営に関する方針決定に参加する。

第 26 条 会計監査人の職務及び権限

1. 会計監査人は、この会の会計報告を監査し、会計監査報告を作成する。
2. 会計監査人はいつでも、会計帳簿またはこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は世話人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

第 27 条 世話人、代表世話人及び会計監査人の任期

1. 世話人、代表世話人の任期は、総会で承認された日から 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。
2. 補欠として就任した世話人の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
3. 会計監査人の任期は、総会で承認された日から 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する提示総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。
4. 前項の定時総会に会計監査人を再任しないことに関する議案を提出する場合においては、その議案の内容は、全体世話人会が決定する。

第 28 条 名誉会員及びアドバイザー

1. この会に、全体世話人会が適当と認めた名誉会員及びアドバイザーを置くことができる。
2. 名誉会員及びアドバイザーは、会に功績のあったものや学識経験者の中から、全体世話人会において任期を定めた上で選任する。
3. 名誉会員及びアドバイザーは、全体世話人の諮問に応え、全体世話人会において意見を述べることができる。

第 6 章 全体世話人会

第 29 条 構成

この会に、代表世話人を含む全ての世話人をもって構成する全体世話人会を置く。

第 30 条 権能

全体世話人会は、この会則に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 世話人の選任及び解任
- (3) 代表世話人及び会計監査人の選定及び解任の提案
- (4) 名誉会員及びアドバイザーの選任及び解任
- (5) 総会の開催の日時及び場所並びに総会の権能である事項の決定
- (6) 会員の除名の検討
- (7) 会則の制定、変更及び廃止

第 31 条 開催及び招集

1. 通常全体世話人会は、毎年定期総会前に、1 回開催するほか、世話人が必要と認めたときに開催する。
2. 世話人から会議の目的である事項を記載した書面を持って召集の請求があったときに請求した世話人が招集し、開催する。

第 32 条 決議

全体世話人会の決議は、この会則に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることできる世話人の過半数をもって行う。

第 33 条 議事録

全体世話人会の議事については、決議の日時、内容、総数と出席者を記録し、世話人間で共有する。

第 7 章 会計及び資産

第 34 条 会計年度

この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 35 条 剰余金の不分配

この会は剰余金の分配を行わない。

第 36 条 活動計画及び収支予算

1. この会の活動計画書、収支予算書の見込みを記載した書類については、毎会計年度の開始の日の前日までに、会計担当代表世話人が作成し、全

体世話人会の承認を経て、総会の承認を受けなければならない。これを
変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、世話人が共有して管理し、一般会員の閲覧に供
するものとする。

第 37 条 活動報告及び会計報告

この会の活動報告及び会計報告については、毎事業年度終了後、会計担当代表
世話人が次の書類を作成し、会計監査人の監査を受けた上で、全体世話人会の
承認を受けた後、総会にて一般会員に報告し、承認を得なければならない。

- (1) 活動報告
- (2) 会計報告

第 38 条 管理及び閲覧

第 37 条の書類のほか、次の書類を世話人が 5 年間共有して管理し、一般会員
の閲覧に供するものとする。世話人が交代する場合は、引き継ぐ世話人が書類
一式を引き継ぐ。

- (1) 会員名簿
- (2) 会計監査報告
- (3) 世話人の名簿
- (4) 会則

第 8 章 会則の変更、合併及び解散等

第 39 条 会則の変更

この会則は、正会員の過半数が参加する総会において、参加した当該会員の議
決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

第 40 条 合併等

この会は、正会員の過半数が参加する総会において、参加した当該会員の議決権
の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって合併することができる。

第 41 条 解散

この会は、正会員の過半数が参加する総会において、参加した当該会員の議決
権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって解散することができる。

第 42 条 残余財産の帰属

この会が清算をする場合において、有する残余財産は、総会の決議を経て行うものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

第43条 情報公開

1. この会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
2. 情報公開に関し必要な事項は、全体世話人会の決議により別に定める情報公開規定による。

第44条 個人情報の保護

この会は、活動上得た個人情報の全てに対し、別に定める「個人情報保護に関する指針」に準拠する。

第10章 雑則

第45条 細則

この会則の施行に必要な細則は、全体世話人会が別に定める。

附 則

- 1、この会則は、令和2年（2020年）8月27日から施行する。

附 則

- 1、令和3年（2021年）5月17日改定。
(第6条、第14条、第16条、第19条を改訂)

附 則

- 1、令和4年（2022年）4月17日改定。
(第10条、(1)を改訂)